

農業委員会定例会 4月

1. 開催日時 令和4年4月20日 午後1時25分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 6番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第4号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 定刻より少し早いですが、皆さんお揃いなので、ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 (会長あいさつ)
本日の議事録署名人ですが、1番委員、2番委員をお願いします。
それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番と議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 312㎡ について
議案第3号の3番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 278㎡ について
■■■■■の■■■■■さんが、議案第1号の1番については譲り受け、議案第3号の3番については新たに借り受け、いずれも申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。
■■■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所有権移転と貸借により590㎡となり、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議案第3号の3番は、期間が3年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ■■■■■さんの土地については、■■■■■が隣接しておりまして、家の購入とともに■■■■■を利用されるのでしょうか。もう一方の貸借の件については、現在、■■■■■さんが■■■■■を植えていますが、(■■■■■を)どうするか最終的な確認はとれていませんが、そこも利用して■■■■■さんが畑をすると伺っております。若い人が入ってくるので、地域としてもありがたいことです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■田 492 m² について
■■■■の■■■■が譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。■■■■の現在の経営規模は 176,610.79 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 図面は5ページになります。現場確認しましたが、■■■■の北側に■■■■があります。ここは■■■■で、現在、■■■■が借りています。その隣の隣で規模拡大を図る申請なので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 703 m² と
■■■■畑 49 m² の計2筆 752 m²について
■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は 1,113 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 304 m² と
■■■■畑 350 m² と
■■■■畑 385 m² と
■■■■畑 1,540 m² と
■■■■畑 143 m² の計5筆2,722 m²について
■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■を栽培
する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は10,390 m²で、5ア
ールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該
当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席です。■■■■さんが■■■■在住の方なので、私も■■■■さん
の土地についてはよく知っています。親元の土地を全部手放すようです。
問題ありません。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の6番から9番
について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 461 m² と
■■■■畑 558 m² の計2筆1,019 m²について
7番は、■■■■在住の■■■■さん所有の

畑 878 m² と
畑 685 m² の計2筆1,563 m²について
8番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 1,376 m² について
9番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 766 m² について
■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

12番委員 先日、■■■■の■■■■さんにお会いしました。(議案で) 現況地目が畑とありますが(現状は) 山のようになっています。その中で■■■■をしたいということで、土地を見ていましたが、地図にあるように(申請地と申請地の) 間が抜けております。■■■■と■■■■が抜けていますが、■■■■が所有者で、お願いに行っても、売却してもらえなかったようです。間が空いてしましますが、■■■■をされるということで問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■田 156 m² と
■■■■田 267 m² の計2筆423 m²について
■■■■の■■■■が、隣接する宅地(■■■■、■■■■、■■■■ 420.27 m²) と併せて■■■■し、■■■■を整備するための転用申請となっています。

■■■■■■■■■■ 田 953 m² について
■■■■■■■■■■ の ■■■■ さんが、再度借り受けるものです。
申請地では、■■■■■■■■■■ を栽培する計画で、期間は2年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 更新で、■■■ さんもしっかり ■■■■■■■■■■ を栽培されているため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、職務代理者の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■ 在住の ■■■■■■■■■■ さん所有の
■■■■■■■■■■ 田 1,100 m² について
■■■■■■■■■■ の ■■■■■■■■■■ が、以前の ■■■■■■■■■■ さんから変更して再度借り受けるものです。
申請地では、■■■ を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は職務代理です。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

職務代理者、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 1,268 m² と
■■■■畑 1,847 m² の計2筆3,115 m²について
■■■■の■■■■が、新たに借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理

この件について現場確認をしたところ、（現場は）耕作放棄されていて非常に荒れているところでした。そこを■■■■が借りて耕作されるそうで、周辺にはありがたいことです。問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■田 190 m² について
■■■■の■■■■が、新たに借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 (所有者の) ■■■さんにお会いして現場も確認しました。(議案では新規とありますが) だいぶ前から耕作していたようで、■■■■■が■■■ありました。農地の大部分が(農地に入るための)道になっていました。契約を新規に結ばれるのだと思います。■■■■■にも確認したところ、お願いしますと言われました。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 (農地として)長く使われていたところですよ。ご異議がないようございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■ 5 畑 160 m² と
■■■■■ 畑 206 m² の計2筆 366 m²について
■■■■■の■■■■■が、再度借り受けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 畑に行ったら、管理している人にお会いしました。(圃場については)きれいに草刈りがされていて、立派な■■■■■が植わっていました。問題ありません。

議長 新規とありますが、再度の契約だそうです。この件について意見はありますか。

田 1,152 m² と
田 831 m² の計2筆1,983 m²について
のさんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。8から10番については7番委員をお願いします。

7番委員 さんとさんですが、兄弟三人で遺産相続したようです。以前からさんがをされており、更新のため問題ありません。

議長 11番について8番委員をお願いします。

8番委員 さんの土地でさんがを作っていたそうで、その更新です。また3年間耕作することになったようです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の12番と14番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 12番は、在住のさん所有の
畑 984 m² について
14番は、在住のさん所有の
畑 1,604 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者であるのさんに貸し付けるものです。
申請地では、を栽培し、を行う計画で、期間は6年間の、12番は使用貸借、14番は賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。12 番は職務代理の（地元の）案件です。

職務代理

12 番の件に関しましては、農地中間管理機構を介して契約されるようです。場所は■■■■■に上がる途中であって、■■■■■の横にある土地になります。確認したところ既に蜂の巣箱が置かれていました。周辺には家や耕作農地もないため、問題ありません。

議長

14 番は 6 番委員の（地元の）案件ですが、欠席されておりますので、事務局で何か聞いてますか。

事務局

6 番委員からは、特に問題ないと伺っています。

議長

■■■■■さんは■■■■■をしようと土地を探していた方で、■■■■■を拠点にされています。もともとは■■■■■来られた方です。この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 13 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

13 番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の

■■■■■畑 410 m² について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。

申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は 6 年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4 番委員 現地確認に行きましたが、周辺も■■■■■が借りているところが多く、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 15 番と 16 番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 15 番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■田 377 m² について
16 番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■田 284 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は 6 年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7 番委員 図面でわかるとおり軽トラも入れないような場所にあり、今まで荒廃地になっておりました。今回、■■■■■さんが耕作されるのはうれしい限りです。一つ気になるのが、■■■■■と■■■■■の（賃貸の）金額が異なることです。これについて機構の方から教えてください。

専門員 筆ごとに金額を事前に決めており、機構に申請されました。当事者間では納得された金額で、金額に合わせて面積を勘案して単価を決めた次第で

す。■■■さんですが10aあたり■■■円で登録・申込みをいただいております。■■■さんについても同様に、10aあたり■■■円で登録・申込みをいただいております。

7番委員 ここら一带の■■■代が■■■円ですが、それは含まれていますか。

専門員 ■■■も含めてこの金額になっております。

7番委員 (■■■と■■■の圃場の場所は)上下で隣接しているのに、どうして金額が変わるのでしょうか。

専門員 年間の一筆あたりの金額が、■■■さんが■■■円、■■■さんが■■■円と事前に取り決めされていたようです。それに合わせて単価設定をしております。

7番委員 ありがとうございます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第4号(農業経営改善計画認定の審査)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号は、■■■の■■■さんの農業経営改善計画の認定申請となっております。■■■さんは2回目の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。■■■さんは、池田、蒲生、吉野地区で■■■を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、■■■向上に向けた■■■の使用技術習得のセミナーを企画することと、消費者と生産者の協働の意義がある、農泊事業メニューの■■■をとおして、食の安全、持続可能な農業をどうすれば実現できるか、共通認識の

きっかけにしていきたいそうです。さらに、設備改善や充実のため、制度資金や補助事業等の活用をするとのこと。目標年間所得は■■■■、目標年間労働時間は■■■■となっています。主たる従事者1人当たりの年間目標所得は■■■■、目標年間労働時間は■■■■です。現在、■■■■aで■■■■t生産していますが、5年後の計画で、■■■■aで■■■■t生産する計画となっています。生産方式の合理化については、■■■■を外部委託していましたが、建屋を整備し■■■■を導入することで、適期を見極めて収穫するとともに、速やかな■■■■の高品質化を図り、売上げを伸ばすとのこと。経営管理の合理化については、■■■■を小規模農家に有償で貸し出し、■■■■の利便向上と機械導入のコスト低減を目指すとのこと。農業従事の態様の改善については、■■■■などの農作業に臨時雇用やシルバー人材センターを活用するとのこと。

議長

かなり厳しい目標設定だと思いますが、普及所と相談のうえ出した数字ですので、問題ないかと思います。(地域再生協議会)担い手部会の方も(書面で)決を採っております。
この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。
議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

本日は皆さんから貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。後ほど(事務局から)説明があるかと思いますが、5月に農業委員等の研修会も予定されているようです。
今後とも、委員の皆様方のご協力をお願いしまして、定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時18分

議 長 会長

議事録署名人 1番

議事録署名人 2番